

## 医療費は1割なのか3割なのか？

### 後期高齢者医療制度

#### ☆療養の給付

被保険者が、病気やけがにより保険医療機関にかかったとき、保険証を提示することにより療養の給付を受けることができます。費用は、かかった医療費の一部負担金(原則1割、現役並み所得者は3割)を窓口で支払い、残りの額を広域連合が保険医療機関に支払います。

#### ●病院等の窓口で払う自己負担額(一部負担金)の割合

1割もしくは3割(現役並み所得者)となっています。

では、3割となる現役並み所得者とは？

同一世帯に、住民税課税所得が145万円以上ある被保険者

つまり住民税課税所得が145万円以上ある被保険者と、その被保険者と同じ世帯の被保険者

※ただし、住民税課税所得145万円以上でも被保険者の収入合計額が、次の金額に満たない方は、区市町村の担当窓口へ申請することにより1割負担となります。

・世帯に被保険者が一人の場合 収入合計が383万円未満

(ただし、被保険者が一人で収入額が383万円を超えてしまう方でも、被保険者と同じ世帯内の70歳から74歳までの他の健康保険に加入する方と被保険者の収入額を合計して520万円未満)

・世帯に後期高齢者医療の被保険者が二人以上いる場合 収入合計が520万円未満

#### ★住民税課税所得について

住民税の課税所得額とは、収入金額から公的年金等控除、給与所得控除、必要経費等を差し引いて求めた総所得金額等から、さらに所得控除(社会保険料控除、医療費控除等)を差し引いたあとの金額になります。ご自身の住民税課税所得額(課税標準の合計)は、住民税をご自身で納めている方は区市町村から送付される納税通知書、給与所得がある方は会社などを通じて交付される税額通知書で確認することができます。

※下記のエクセル参照

#### ★収入について

必要経費や公的年金等控除、社会保険料控除など控除金額を差し引く前の、労働の対価などによって得た給与収入や、公的年金の額面金額のことです。

※下記のエクセル参照

★75歳以上の方の医療費は1割負担それとも3割負担？

→ 1割負担になるか、3割負担になるかは被保険者本人の収入によって変わります

例: 76歳女性 確定申告

A 収入金額	事業	
	不動産	
	利子	
	配当	
	給与 (役員報酬)	1,440,000
	雑 (公的年金)	2,941,800
	譲渡	
	一時	
	収入合計	4,381,800

B 所得金額	事業	
	不動産	
	利子	
	配当	
	給与 (役員報酬)	790,000
	雑 (公的年金)	1,741,800
	譲渡	
	一時	
	所得金額計	2,531,800

C 所得から差し引かれる金額	雑損控除	
	医療費控除	
	社会保険料控除	446,977
	小規模企業共済掛金	
	生命保険料控除	50,000
	地震保険料控除	
	寄付金控除	
	寡婦、寡夫控除	270,000
	障害者控除	
	配偶者控除	
	配偶者特別控除	
	扶養控除	
	基礎控除	380,000
	控除額計	1,146,977

国税課税所得額 1,384,823

↓ スタート

住民税課税所得額が145万円以上である  
住民税課税所得額 1,459,823

住民税課税所得額とは・・・B所得金額からD所得から差し引かれる金額を引いた額

↓ イエス

世帯に被保険者が1人の場合で収入合計が383万円以上である

収入合計 4,381,800

A収入金額の合計です・・・つまり労働の対価などで得た給与収入や公的年金の額面金額のことです。

※ただし、世帯に被保険者が2人以上の場合は収入合計が520万円以上になります。

↓ イエス

医療費は3割負担になります。

D 所得から差し引かれる金額	雑損控除	
	医療費控除	
	社会保険料控除	446,977
	小規模企業共済掛金	
	生命保険料控除	35,000
	地震保険料控除	
	寄付金控除	
	寡婦、寡夫控除	260,000
	障害者控除	
	配偶者控除	
	配偶者特別控除	
	扶養控除	
	基礎控除	330,000
	控除額計	1,071,977

住民税課税所得額 1,459,823

◎ 住民税の計算は国税の計算とは異なり、控除額が少ないので住民税課税所得額が大きくなります。